



第39回

全労組定期大会開催

新年度運動方針・役員体制等を決定

全労組第39回定期大会は去る12月14日組合事務所に於いて開催されました。

当日は、大会代議員、顧問弁護士、友誼団体など来賓多数が出席し活発な討議が行われました。

昨今の経済不況により、非正規社員労働者が急増、働く者の権利が著しく侵害されつつある状況の中で、労働組合の果たす役割や闘い方が問われていることを自覚し、全労組独自の路線を堅持、会社側と対峙すべきであるとの意思統一が行われました。

第39回定期大会議事次第

- 一 開会挨拶 首藤信次郎常任議長
- 二、資格審査 (大会成立宣言) 高橋弘子委員長
- 三、議長選出・書記任命 桧山昇書記長
- 四、議案審議
 - 議案第一号 平成22年度一般経過報告・・・高橋弘子委員長
 - 議案第二号 平成22年度決算報告・・・高橋雅晴会計長
 - 議案第三号 平成22年度会計監査報告・・・見原隆監査役
- 五、役員改選

— 休 息 —

六、議案審議

- 議案第四号 平成23年度運動方針 (別紙参照) 委員長
- 議案第五号 平成23年度会計予算 (別紙参照) 会計長
- 議案第六号 組合規約改定の件 (別紙参照) 書記長
- 議案第七号 臨時組合費徴収に関する件 会計長
- 議案第八号 スト件確立に関する件 書記長

七、その他質疑応答

八、来賓あいさつ

九、閉会の辞

委員長

平成23年度 全明治安田生命労働組合役員

執行委員長	高橋 弘子	特別組合員
常任議長	首藤 信次郎	特別組合員
副執行委員長	松本 泰男	特別組合員
書記長(兼教宣部長)	桧山 昇	さいたま支社
会計長	見原 隆	特別組合員
執行委員(関東支部長)	小林 茂	特別組合員
執行委員(中部支部長)	國川 光信	岐阜支社
執行委員(近畿支部長)	今村 正勝	特別組合員
執行委員	馬場 俊明	特別組合員
執行委員	河西 絹江	大阪代理店営業部
執行委員	田中 享子	今里営業所
執行委員	菊地 美代子	特別組合員
執行委員	加地 眞一郎	特別組合員
監査役	高橋 雅晴	特別組合員

議案第 1 号 平成 22 年度一般経過報告 (案)

第 38 回の定期大会の討議に基づき正式決定された運動方針に基づいて、1 年間の活動を報告します。

活動方針の内容

- 1、会社経営の透明性、健全化、法令遵守の実現
- 2、給与水準の 5% 引き上げ
- 3、明るく働きがいのある職場環境の確立
- 4、パワハラ・女性差別を全廃させる
- 5、会社役員の過半数を女性とし、営業職員の管理職登用を拡大
- 6、労働強化を排除し、休暇の完全消化等、ゆとりある生活の実現
- 7、非正規雇用者の正社員化要求
- 8、65 歳までの雇用延長制度要求
- 9、全員参加型の民主的組合運営、組織拡大
- 10、組合墮落の原因になっている、ユニオンショップ制度、チェックオフ制度を禁止する法案の制定を国会に働きかける
- 11、社内役職の呼称、運用等、現状にそぐわぬ一部労働協約を改定する
- 12、社外友誼団体、マスコミと連携を強化する

以上

上記の活動方針に対する報告

- 1、 団交の場を通じて、基本理念に照らし、会社経営の透明性、健全化、法令順守の実現に向けて活動を行った。

- 2、 給与水準の 5% の引き上げについては、残念ながら、団交の場で要求するまでにはいたらなかった。
- 3、 明るく働き甲斐のある職場について、田中執行委員が裁判の場において、主張してくれている。現場を熟知した営業職員の助言は、会社に有益になると思われるが、会社側の聞く耳持たずの姿勢が改善を阻害させる要因となっている。
- 4、 パワハラ・女性差別を全廃させる努力も団交の場において、会社側に都度、機会をとらえて、申し立てを行っている。組合の団交場所においても、わざわざ会議室を借りずに、本社内の会議室で行えないかと、打診をしている。女性委員長だから、外部の会議室で行うのかと質問した。女性ユニオンの時は、ずっと外部の施設利用だった。
- 5、 会社役員の過半数を女性とし、営業職員の管理職登用について、団交の場において、主張するまでには至っていない。本来は、女性の生産努力が大きな会社運営に貢献しているのであり、女性の現場からの視点は会社経営に重要な影響を与えるものである。
- 6、 労働強化を排除し、休暇の完全消化について、早帰りは実現できている。営業職員の残業代も支給体制となっている。
- 7、 非正規雇用者の正社員化の要求までにはいたっていない。社会は非正規社員の洪水状態となっているが、一人ひとりの労働者の意識によって、変えられるものであるが、組合軽視の日本の社会のメカニズムによって、労働者が虐げられている現況となっている。
- 8、 65 歳までの雇用延長制度の要求については、団交の場において、小林執行委員が会社に説明を求めた。
- 9、 全員参加型の民主的組合運営、組織拡大について、会社に雇用時に全労組の組合があることを、新入社員に説明するよう、会社に申し入れを行っている。
- 10、 組合墮落の原因になっているチェックオフは、当組合の申し入れによって、今年度から実現を果たした。
- 11、 社内役職の呼称、運用等、現状にそぐわぬ一部労働協約を改定するまでには至らず、持ち越しとしたが、労働協約の締結のための団交を 10 回程度行い、合意にいたっている。
- 12、 社外友誼団体、マスコミとの連携を強化する活動を徐々に行った。毎日新聞やNHK、日刊ゲンダイなどとの接触を行った。

議案第 4 号 平成 23 年度運動方針 (案)

定期大会の討議に基づき正式決定するが、執行部としては以下の基本方針を提案する。

- 1、会社経営の透明性、健全化、法令遵守の実現
- 2、給与水準の 5%引き上げ
- 3、明るく働きがいのある職場環境の確立
- 4、パワハラ・女性差別を全廃させる
- 5、会社役員の過半数を女性とし、営業職員の管理職登用を拡大
- 6、労働強化を排除し、休暇の完全消化等、ゆとりある生活の実現
- 7、非正規雇用者の正社員化要求
- 8、65 歳までの雇用延長制度要求
- 9、全員参加型の民主的組合運営、組織拡大
- 10、組合墮落の原因になっている、ユニオンショップ制度、チェックオフ制度を禁止する法案の制定を国会に働きかける
- 11、社内役職の呼称、運用等、現状にそぐわぬ一部労働協約を改定する
- 12、社外友誼団体、マスコミと連携を強化する
- 13、過去の企業年金の制度について、制度の透明性、合理性、社会的使命の役割などの視点から、会社に説明を求める。労災で退職した場合、特別な規定になっていたが、それが履行されていないことについて、会社と交渉する。

以上

1月1日より新労働協約発足！

組合は約半年にわたり会社と労働協約の改訂交渉に取り組んできましたが、11月9日の団体交渉で双方合意し、本年度1月1日より新労働協約が発足しました。

長文のため、各支部執行委員に全文がありますので閲覧ください。

組合員の範囲については従来通り社員、および会社を退職した者で構成し、広範囲の者を組合員化出来ることが全労組の特色になっています。組合主張通りチェックオフ制度を廃止、職種の変更、出向、派遣等も組合との協議事項になっています。

組合事務所使用、苦情処理委員会の運営についても従来通りです。

労働協約

第 1 章 総 則

(目的および適用範囲)

第 1 条 この協約は、会社と組合が相互の信頼に基づいて公正な労使関係を確立することにより、会社の健全な発展と組合員の労働条件の維持向上を図ることを目的とする。

2. 会社および組合は、前項に定める目的達成のため、相互の立場を尊重し誠意をもって本協約を遵守する。

3. この協約は、会社、組合および組合員に適用される。

(労働基本権および経営権の尊重)

第 2 条 会社は組合の団結権および団体交渉その他団体行動する権利を尊重し、組合は会社の人事権その他の経営上の権限を尊重する。

(不利益取扱いの禁止)

第 3 条 会社は、組合員であること、あるいは正当な組合活動を行なったことを理由に不利益な取扱いをしない。

第 2 章 組合活動

会社施設についての便宜供与に関する協約

労働協約

- (7) 賞罰の規定に関する事項
 - (8) 旅費の規定に関する事項
 - (9) 福利厚生制度に関する事項
 - (10) その他会社・組合双方が必要と認めた事項
3. 前項の労働条件については、付属協定として定める。

(個別労働条件)

第10条 組合員を職種変更、勤務条件が著しく異なる出向・派遣、休職期間満了退職、解雇、諭旨解雇、懲戒解雇に付するときは、会社は事前に組合に通知する。ただし、本人からの申し出があり、組合が労働条件に重大な影響があると認めるときは、協議事項とすることができる。

(人事異動の通知)

第11条 会社は、組合員の重要な人事異動につき、あらかじめ組合に通知する。

第5章 団体交渉

(団体交渉)

第12条 団体交渉は、労働組合法に定めるところによる。

(交渉委員)

第13条 団体交渉は、会社側・組合側同数の委員をもって構成することを原則とし、それぞれ10名以内とする。また、会社側委員は役員または組合員でない職員とし、組合側委員は組合員でなければならない。なお、委員の氏名についてはその都度相手方に連絡する。

- 2. 団体交渉においては、会社、組合双方とも第三者の介入を認めない。ただし、会社・組合双方が認めた場合には、この限りではない。

(幹事および書記)

第14条 会社および組合は、委員の中からそれぞれ1名の幹事を選任し、団体交渉に関する連絡・議事運営にあたらせる。

- 2. 会社および組合は、必要に応じ、それぞれ若干名の書記を出席させることができる。

第6章 苦情処理委員会

(目的)

第18条 会社および組合は、組合員の個人的苦情に対し、これを迅速かつ公平に処理することを目的として、「苦情処理委員会」を設置する。

- 2. 苦情処理委員会に関する事項は、別途協定する。

(目的および適用範囲)

第1条 この協約は、会社が組合に与える会社施設についての所謂便宜供与の事項について定める。

- 2. 会社および組合は、誠意をもって本協約を遵守する。
- 3. この協約は、会社、組合および組合員に適用される。

(組合事務所)

第2条 会社は、組合に対し組合事務所として必要な施設および付帯施設・備品等を無償で貸与する。ただし、会社から事務所移転の申し入れがあった場合、組合は、移転につき十分考慮する。

(組合掲示板)

第3条 会社は、社内のある一定の場所に組合専用の掲示板を設置し、組合に対し無償でこれを使用させる。

- 2. 掲示板の貸与基準並びに掲示板に公示できる事項については、次のとおりとする。

(1) 貸与基準

- 1 事業所に在籍する組合員数が3名以上とする。

(2) 公示事項

組合掲示板に公示できる事項は、組合の各種集会通知、組合の選挙に関する通告、組合の文化・娯楽・親睦に関する催しの告知、会社と組合との協議事項の告知等通常一般組合運営に関する事

明治安田生命保険相互会社
社長

松尾 憲治

全明治安田生命労働組合
執行委員長

高橋 弘子

労働110番

仕事上のトラブル、上司による人権無視、労働基準法違反の事例など、一人で悩むことなく組合にご相談下さい。

顧問弁護士も交え解決に努力します。

相談先・・・委員長・高橋弘子 TEL 090-1105-5111

書記長・桧山 昇 TEL 090-8345-5541